

浄化槽法第 11 条検査実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、浄化槽法第 57 条の規定に基づき知事が指定する検査機関（一般社団法人大阪府環境水質指導協会。以下「協会」という。）が実施する同法第 11 条に基づく定期検査（以下「11 条検査」という。）について、同法施行規則第 55 条の指定の基準に規定する「検査業務の適正かつ確実な実施」を確保するために必要な事項を定める。

(検査の方法等)

第 2 条 11 条検査は、「浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項について（平成 7 年 6 月 20 日付け衛浄第 33 号厚生労働省生活衛生局水道環境部長通知（以下『部長通知』という。）」に基づく検査（以下「全項目検査」という。）を実施するものとする。

2 処理対象人員 10 人以下の浄化槽（みなし浄化槽を含む）については、別に定める効率化検査ガイドラインに基づく外観検査、水質検査等（以下「効率化検査」という。）を協会の責任と監督のもと、協会に行わせることができるものとする。

3 効率化検査に基づく外観検査及び採水等の業務（以下「採水員業務」という。）は、府内で浄化槽保守点検業の登録を受けている業者のうち、一定の要件を満たす者（以下「指定保守点検業者」という。）に協会が委託することができるものとする。

また、採水員業務は、当該指定保守点検業者に属する浄化槽管理士のうち、一定の要件を満たす者（以下「採水員」という。）に指定保守点検業者が行わせるものとする。

4 効率化検査を実施した浄化槽については、11 条検査の客観性及び公平性を確保するため、5 年に一回、協会の検査員（以下「検査員」という。）による全項目検査を行う。

5 指定保守点検業者の指定の方法、採水員の資格要件及び採水員業務については、協会が府と協議して定めることができる。

(効率化検査による水質検査)

第 3 条 水質検査に関する検査項目のうち、透視度及び総残留塩素濃度については、現場で測定する。

2 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の検査は、協会又は協会があらかじめ指定した計量証明事業所で行うものとする。

(11条検査の総合判定)

第4条 総合判定は、全項目検査については法定検査判定基準に基づき、また、効率化検査については別に定める効率化検査ガイドラインに基づき、項目ごとの判断結果を踏まえ、協会が行うものとする。

2 前項の検査結果の浄化槽管理者への通知は、協会が行う。

(法定検査適正化委員会)

第5条 効率化検査の適正な実施と信頼性を確保するため、協会に法定検査適正化委員会を設置する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、府と協会が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月2日から施行し、効率化検査については平成25年9月1日から実施する。